

○匝瑳市男女共同参画推進委員会規則

平成 29 年 7 月 21 日

規則第 28 号

(設置)

第 1 条 市は、男女共同参画計画（男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 3 項の規定に基づく市の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（以下「施策」という。）についての基本的な計画をいう。以下「計画」という。）の総合的かつ効果的な推進その他男女共同参画社会の形成の促進を図るため、匝瑳市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 市が行う施策の進行管理及び評価に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により市長が委嘱した委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠け

たときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ、又は会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 平成29年度及び平成30年度に第3条第2項の規定により市長が委嘱した委員の任期は、第4条第1項中「2年」とあるのは、「前条第2項の規定により市長が委嘱した日から平成31年3月31日まで」とする。